

## こころの健康相談について

北海道稚内保健所では精神保健福祉に関する問題に悩む地域の方を対象に、精神科医によるこころの相談を実施します。

相談日	申込締切日
令和2年6月8日(月)	令和2年6月3日(水)
7月13日(月)	7月8日(水)
9月14日(月)	9月9日(水)
11月16日(月)	11月11日(水)
12月7日(月)	12月2日(水)
令和3年1月25日(月)	令和3年1月20日(水)
3月15日(月)	3月10日(水)



- 時間** : 午後1時30分から午後4時まで  
**場所** : 北海道稚内保健所  
**嘱託医** : 市立稚内病院精神神経科医師  
**その他** : (1) 予約制です。相談を希望する場合は、稚内保健所健康推進課までご連絡ください。  
 : (2) 保健師による相談は随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：北海道稚内保健所 健康推進課 電話：0162-33-3703

## 国民健康保険税の賦課限度額等の改正について(令和2年4月1日適用)

地方税法の一部改正および国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額および低所得者に係る軽減判定所得の見直しがされたことから、国の基準に併せて下記のとおり改正することといたしました。

### <保険税率などの比較>

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦課限度額	法定限度額	
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	61万円	63万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			63万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19万円	19万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし				
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	16万円	17万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			17万円	
合計	改正前	8.30	41,000	33,000	96万円	99万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			99万円	

※・所得割：総所得額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額

- ・均等割：加入世帯の人数に応じて課される額
- ・平等割：加入する1世帯あたりに課される額

保険税額は上記の額を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額になります。

### <軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	改正なし
5割軽減	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)